

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）</p> <p>第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>(1) 法第5条第1項から<u>第5項</u>までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める<u>額</u></p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）</p> <p>第7条の4 [同左]</p> <p>(1) 法第5条第1項から<u>第3項</u>までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める<u>額</u>（当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条から第7条の7まで、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から</p>

[削る]

別表第19までにおいて同じ。）において法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を当該複数の申請の件数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額のうちいずれか高い額

ア 「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「国土交通省告示」という。）に定める基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準により審査を行う住宅（別表第1及び別表第2において「新築基準が適用される住宅」という。）

12,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により、法第6条第1項各号（第3号を除く。）に定める基準に適合していると認められた住宅（以下「事前審査適合住宅」という。）にあつては1,600円、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適

[削る]

- (2) 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該申請に係る住宅が複数の住戸（当該申請に係る認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。）に基づく建築に係るものに限る。以下この号において「認定住戸」という。）を有する住宅である場合であって、かつ、当該申請がこれらの認定住戸のうち一部の認定住戸のみについてなされた場合には、当該額を当該これらの認定住戸の数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に当該一部の認定住戸の数を乗じて得た額）。ただし、当該申請が法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみについてなされた場合にあつては、2,200円

合していると認められた住宅（以下「住宅性能評価適合住宅」という。）にあつては5,500円)

- イ 国土交通省告示に定める基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準により審査を行う住宅（別表第1及び別表第2において「増改築基準が適用される住宅」という。）18,300円（事前審査適合住宅にあつては、2,000円)

- (2) 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物において法第8条第1項の規定による認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を当該複数の申請の件数（以下この条において「同時申請件数」という。）で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額））。ただし、当該申請が法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみについてなされた場合にあつては、2,200円（当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物において法第8条第1項の規定による認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を同時申請件数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(3) 法第9条第1項又は第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、1,500円

[(4) 略]

(5) 法第18条第1項の規定による許可の申請に対する審査 1件につき、160,000円

(6) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定若しくは法第9条第1項若しくは第3項の変更の認定を受けている長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）であること又は法第10条の承認を受けていることの証明 1件につき、980円

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う当該申出に係る建築物（同法第2条第1号に規定する建築物をいう。第7条の6、第7条の7、別表第

(3) 法第9条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、1,500円

[(4) 同左]

[新設]

(5) 法第5条第1項から第3項までの認定、法第8条第1項の変更の認定若しくは法第9条第1項の変更の認定を受けている長期優良住宅建築等計画（法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）であること又は法第10条の承認を受けていることの証明 1件につき、980円

2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における前項第1号又は第2号に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第6条第1項ただし書に規定する磁気ディスク等（以下「磁気ディスク等」という。）による申出にあつては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う当該申出に係る建築物の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合する

1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）の計画が同法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

[3・4 略]

別表第1（第7条の4関係）

┌ [表 別紙2 挿入] ┐

別表第2（第7条の4関係）

┌ [表 別紙4 挿入] ┐

別表第3（第7条の4関係）

[表 略]

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）

[(2)~(5) 略]

かどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含む同条第3項に規定する審査をする場合にあつては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

[3・4 同左]

別表第1（第7条の4関係）

┌ [表 別紙1 挿入] ┐

別表第2（第7条の4関係）

┌ [表 別紙3 挿入] ┐

別表第3（第7条の4関係）

[表 同左]

備考 [同左]

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第5号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積

[(2)~(5) 同左]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記

部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条第1項から第4項までの規定による認定の申請又は法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が、この条例の施行の日前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者により法第6条第1項各号（第3号を除く。）に定める基準に適合していると認められた住宅又は同日前にこれらの申請に係る住宅に関する住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付され、法第6条第1項第1号に定める基準に適合していると認められた住宅である場合におけるこれらの申請に対する審査に係る手数料の額は、この条例による改正後の大阪市手数料条例第7条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項から第4項まで並びに別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、この条例による改正前の大阪市手数料条例第7条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項から第4項まで並びに別表第1及び別表第2の規定の例により算定した額とする。この場合において、同条第1項第1号中「法第5条第1項から第3項まで」とあるのは「法第5条第1項から第4項まで」と、同条第2項中「前項第1号又は第2号」とあるのは「大阪市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年大阪市条例第 号。以下「令和3年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えられた前項第1号又は前項第2号」と、同条第3項中「前項」とあるのは「令和3年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「令和3年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた第2項」と、「前2項」とあるのは「令和3年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた前2項」と、「第1項第1号又は第2号」とあるのは「令和3年改正条例附則第2項の規定により読み替えられた第1項第1号又は第1項第2号」と、同条例別表第1備考第1項中「法第5条第1項から第3項まで」とあるのは「法第5条第1項から第4項まで」とする。

[別表第1 (第7条の4関係) 別紙1]

区分		額	
住宅の種別	延べ面積		
事前審査 適合住宅	新築基準が適用される住宅	200平方メートル以下	9,500円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	17,400円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	30,100円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
	増改築基準が適用される住宅	200平方メートル以下	13,200円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	24,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	42,500円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	63,600円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	117,900円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	203,400円
		10,000平方メートル超	343,100円
住宅性能 評価適合	一戸建ての住宅	200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
住宅(新築 基準が適用される 住宅に限る。)	共同住宅等	500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	205,200円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
その他の 住宅	新築基準が適用される住宅	200平方メートル以下	68,700円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	122,400円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	195,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	388,500円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	696,500円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,199,300円

	10,000平方メートル超	2,223,500円
増改築基準が 適用される住 宅	200平方メートル以下	106,700円
	200平方メートルを超え500平方メートル以下	190,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	303,600円
	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	599,800円
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1,074,100円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,847,100円
	10,000平方メートル超	3,419,400円

備考

- 1 この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。）をいう。
- 2 この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。
- 3 この表において、「共同住宅等」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。

[別表第1 (第7条の4関係) 別紙2]

区分			額	
住宅の種別	延べ面積			
事前審査適合住宅	新築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	13,000円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	21,300円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	35,300円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	55,200円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	97,500円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	163,400円
			10,000平方メートル超	279,700円
	増改築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	17,400円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	29,600円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	49,900円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	77,000円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	136,400円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	228,000円
			10,000平方メートル超	387,200円
その他の住宅	新築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	73,600円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	130,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	207,000円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	408,100円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	730,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,255,000円
			10,000平方メートル超	2,323,700円
	増改築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	108,700円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	192,700円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	307,300円

宅	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	606,300円
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1,085,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,865,500円
	10,000平方メートル超	3,453,000円

備考

- 1 この表において、「延べ面積」とは、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文の規定により算定された延べ面積をいう。別表第2において同じ。）をいう。
- 2 この表において、「事前審査適合住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の登録を受けた者（別表第7、別表第14及び別表第15において「登録住宅性能評価機関」という。）から、その住宅について同法第6条の2第3項又は第4項の規定によりその構造及び設備が長期使用構造等（法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）が交付された住宅をいう。
- 3 この表において、「新築基準が適用される住宅」とは、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号。以下この表において「国土交通省告示」という。）に定める基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準により審査を行う住宅をいう。
- 4 この表において、「増改築基準が適用される住宅」とは、国土交通省告示に定める基準のうち住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準により審査を行う住宅をいう。
- 5 この表において、「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅及び人の居住の用以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅をいう。

[別表第2 (第7条の4関係) 別紙3]

区分		額	
住宅の種別	床面積の合計		
事前審査 適合住宅	新築基準が適用される住宅	50平方メートル以下	1,600円
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	4,800円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	9,500円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	17,400円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	30,100円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	47,900円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	89,200円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	155,300円
		10,000平方メートル超	269,700円
	増改築基準が適用される住宅		50平方メートル以下
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	7,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	13,200円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	24,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	42,500円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	63,600円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	117,900円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	203,400円
		10,000平方メートル超	343,100円
住宅性能 評価適合 住宅（新 築基準が 適用され る住宅に 限る。）		一戸建ての住宅	50平方メートル以下
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	13,900円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	22,200円
		200平方メートル超	35,200円
	共同住宅等	50平方メートル以下	19,200円
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	30,800円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	42,200円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	67,300円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	107,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	205,200円

		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	353,300円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	550,300円
		10,000平方メートル超	1,007,400円
その他の住宅	新築基準が適用される住宅	50平方メートル以下	12,000円
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	48,700円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	68,700円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	122,400円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	195,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	388,500円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	696,500円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,199,300円
		10,000平方メートル超	2,223,500円
	増改築基準が適用される住宅	50平方メートル以下	18,600円
		50平方メートルを超え100平方メートル以下	75,700円
		100平方メートルを超え200平方メートル以下	106,700円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下	190,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	303,600円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	599,800円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1,074,100円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1,847,100円
		10,000平方メートル超	3,419,400円

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第11まで及び別表第13から別表第19までにおいて同じ。）の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。
- この表における「一戸建ての住宅」及び「共同住宅等」の意義は、別表第1備考第2項及び第3項に定めるところによる。

[別表第2 (第7条の4関係) 別紙4]

区分			額	
住宅の種別	延べ面積			
事前審査適合住宅	新築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	1,900円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	3,700円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	6,500円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	9,500円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	17,500円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	29,800円
			10,000平方メートル超	49,300円
	増改築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	2,700円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	5,600円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	9,900円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	14,300円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	26,300円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	44,800円
			10,000平方メートル超	74,100円
その他の住宅	新築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	12,700円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	23,300円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	37,700円
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	73,800円
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	134,500円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	233,800円
			10,000平方メートル超	431,600円
	増改築基準が適用される住宅	一戸建ての住宅	18,900円	
		その他の住宅	500平方メートル以下	35,100円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	56,600円

宅	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下	110,900円
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	201,800円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	350,800円
	10,000平方メートル超	647,500円

備考

- 1 この表において、「延べ面積」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積をいう。
- 2 この表における「事前審査適合住宅」、「新築基準が適用される住宅」、「増改築基準が適用される住宅」及び「一戸建ての住宅」の意義は、別表第1備考第2項から第5項までに定めるところによる。

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。